

(第33号)

The School Health (No. 33)

昭和35年1月1日発行

(隔月1回1日発行)

発行 日本学校保健会

栗山 重信

東京都港区西久保

明舟町10

電話 (50) 3785

9974

振替口座東京 98761

印刷所 伊東進歩堂

東京都文京区東青柳町30

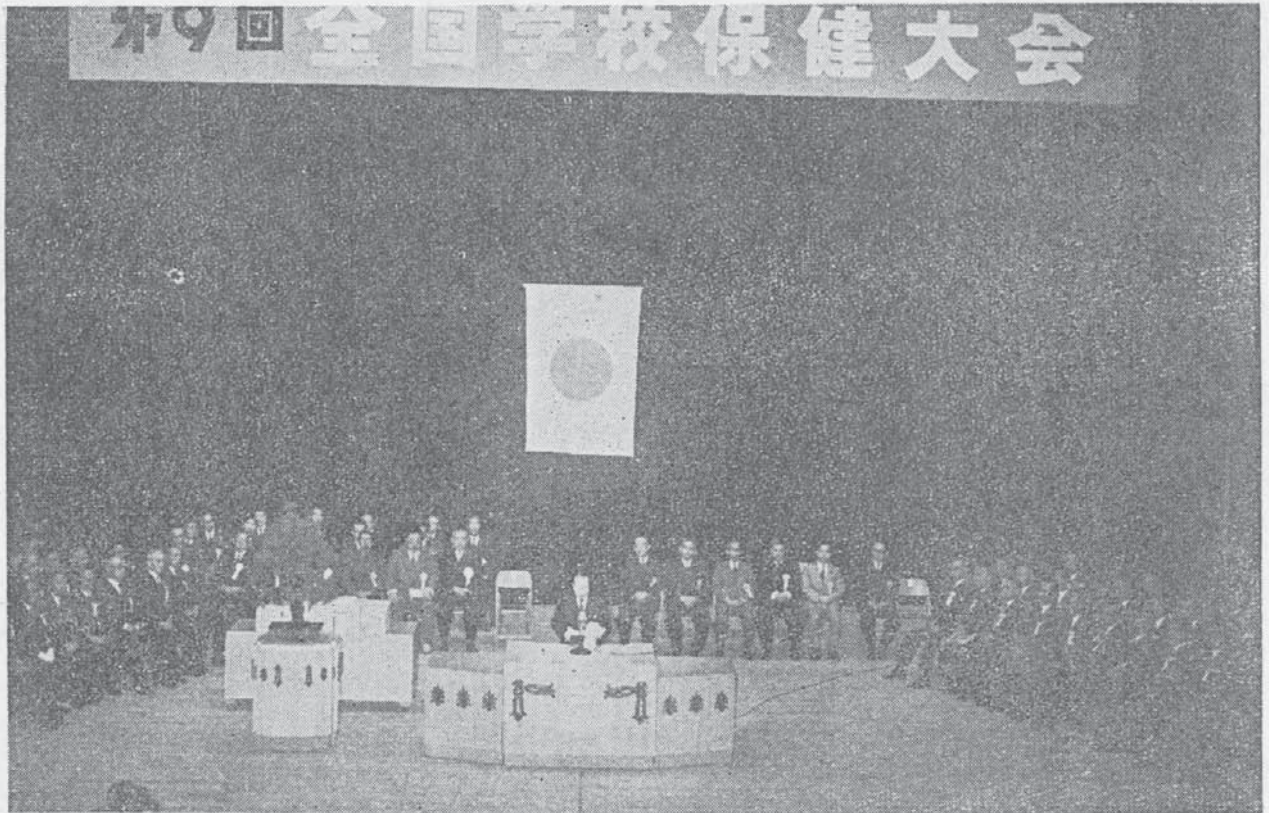
頒価1部15円(送料共)

学校保健

財団法人 日本学校保健会会報

教育の目的は、人格の完成と、社会生活の円滑化に在り。そのためには、心身の健全な発達を促し、生活習慣の形成を期すことである。本誌は、この目的を達成するために、学校保健の現状と課題を調査し、その改善を期すべく、関係者との協力を得て、本誌を発行する。本誌の内容は、学校保健の理論と実践とを主とし、その発展を期すべく、関係者との協力を得て、本誌を発行する。

第九回全国学校保健大会



(全国学校保健大会開会式)

時評

新しい年を迎えて

皆さま、おめでとうございます。今年が宇宙時代に入つて、最初の正月であります。世の中の機械化と生活の速度はますます強まることでしょう。この時にあつて、本年から学校安全への道が拓かれることになりました。すなわち、待望の日本学校安全会法が昨年暮の十二月十一日夜七時参議院を通過し、めでたく成立いたしました。これひとえに全国関係者一同の御協力によるもので、御慶にたえません。学校保健法とあわせて、ここに児童生徒の健康安全への軌道が開かれたと申せましょう。回顧すれば、昨年は実に多忙な年であり、また画期的な年でありました。学校保健法の全面的実施に加えて「へき地学校の保健管理」の強化も昨年度に始められ、また学校外からの要望としては、内閣にできた産業災害防止対策審議会が、安全の国民運動の必要性を強調、しかも学校における安全教育を強化することが最も重要であることを指摘しています。また学習指導要領の改訂による保健教育、安全教育強化の年でもあつたのであります。

新年とともに学校安全の具体的な施策内容が次々と発表されることでしょう。従つて昭和三十五年はさらに多忙な年となることでしょう。しかし学校保健と学校安全は教育の基盤であり、教育の効果を左右するものであります。いや、健康安全それ自体が人生の幸福を左右しています。従つて、二千万児童生徒の健康安全を確保することを怠つては学校教育はないのであります。すべての先生に児童生徒の健康安全について一そうの御努力を願いたいものであります。父兄の各位にも学校における健康安全について充分理解していただき、一そうの協力を得たいものであります。多忙な今年をのりきるためには、それだけの計画と備えとが必要であります。学校保健法や日本学校安全会法のなかつた以前と同じようなお膳立てで本年を送ることのないようにしたいものであります。そのためにも、社会全体の学校保健と学校安全への理解が必要となるでしょう。

健康安全という明るい展望のうへに、皆さまの御多幸を祈つて年頭のことばといたします。

第33号目次

- ◇時評 新しい年を迎えて
- ◇第九回全国学校保健大会 詳報
 - 開会式
 - 表彰式
 - 文部大臣表彰を受けた人々
 - 大会の要望、決議
 - 全体協議会、陪審式討論
 - 分科会、特別委員会
 - 職域別集會
- ◇日本学校安全会法案国会成立
- ◇日本学校安全会法の要点

全国2000万の児童生徒の 健康安全幸福のため

第九回 全国学校保健大会

全国学童の悲願をこめた
ヒロシマの千羽鶴平和塔

学校保健振興の促進と

日本学校安全会法の制定へ

第九回全国学校保健大会は、去る十一月十四日から二日間、文部省、日本学校保健会、広島県教育委員会、広島市教育委員会、広島県学校保健会、広島市学校保健会の共同主催で、全国から約二千五百名の学校保健関係者が参加して、広島市公会堂を全体協議会場に、分科会、特別委員会など八会場で大に開催された。

大会前日の十三日には、全体運営委員会、分科会運営委員会、日本学校保健会評議員会が開かれ、大会第一日の十四日には、開会式、表彰式、全体協議会、はじめての試みの陪審式討論による協議、分科協議会が行われた。

翌十五日には、分科協議会、特別講演がありました。全体協議会で決議要望事項が定められ、大会の幕を閉じたが、本大会は、学校保健法施行による最初の大会であり、さらに「日本学校安全会法案」衆議院文教委員会通過の朗報で大会の氣勢をおおった。

大会は予想以上の参加者で、大会はじまつて以来の記録を示し、従来の大会が全体協議会で協議題の提案理由説明だけにとどまり、分科会がその延長にすぎなかつたのにくらべ、今大会は陳情、請願を特別委員会にまわして、分科総会、班別協議に協議題研究発表を設けて取り組むとともに、学校保健法の運営面について熱心に討議が行われ、また日本学校安全会法案の制定促進を大きくとりあげて協議したことが特色であった。

開 会 式

大会開会式は、十四日九時から広島市公会堂で挙行された。堀川大会委員長の開会宣言のあと、大会々長栗山重信氏（日本学校保健会長）が挨拶を述べ、

学校保健は昨年度、学校保健法が公布施行され、改訂教育課程においても保健教育の充実が図られ、さらに近く日本学校安全会法案の成立が期待されるなど、着々と制度が整備されてきた。これは、文部当局の御努力によることはもとより、全国の学校保健関係者の多年の熱意の賜ものであり、特に戦後九回を迎えた本大会の成果の表われともいえる。しかし学校保健の振興を期するにはいくつもの研究や経験を必要とし、改善すべき点が多々ある。全国二千万児童生徒



の健康、安全と幸福のため、一層の協力が必要である
と会員を激励し、次いで、松田文部大臣、鈴木広島県教育委員会長の挨拶、広島県知事、広島県会議長、広島市長等の祝辞があつて、開会式を終了した。

表 彰 式

開会式に続いて、昭和三十四年度の学校保健功労者に対する表彰式が行われ、学校長、保健主事、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の四十五氏と学校保健委員会の七団体が晴れの文部大臣表彰を受けた。

松田文部大臣は「長い間、学校保健の推進のために、献身的に御尽力下さつたことに対し、心から感謝と敬意を表する。文部省としても、今後一層努力を傾注するつもりだが、今後とも協力を願いたい」と式辞を述べ、

被表彰者を代表して、皆川尙常氏（広島）は、
「本日の榮譽は全く感激のほかありません、心身ともに健康な国民の育成のため、全力を捧げるとともに、特に学校安全についての機構が一日も早く整備して子供が幸福になるよう努力する」と謝辞を述べた。

謹 賀 新 年

昭和三十五年一月元旦

日本学校保健会

会 長 栗山重信
理 事 長 東 俊郎



丈夫に...大きく...

お子様用...総合ビタミン剤

(50錠 300円)

パンビタンペレ

3つの特長 ①ドロップのようにしゃぶれます ②吸収が大変よい ③お子様がよろこんでおのみに なります

大阪市道修町 武田薬品工業株式会社 (東京 札幌・福岡)



要望 第9回全国学校保健大会 決議

顕彰 5氏7団体

文部大臣表彰を受けた

栄えある学校保健功労の人々

- △学校長
 - 岡本盛(宮城・町立松島二小)
 - 小松岡忠夫(神奈川・鎌倉市立第一小)
 - 宮腰春吉(新潟・市立直江津小)
 - 福原学(富山・町立福野北部小)
 - 草野善五郎(三重・鈴鹿市立稻生小)
 - 坪井安男(和歌山・新宮市立蓬萊小)
 - 大熊友平(岡山・倉敷市立中洲小)
 - 島田一春(鹿児島・隼人町立富隈小)
 - △保健主事
 - 加藤準太郎(京都・京都市立洛陽高)
- 桜井米次郎(大阪・寝屋川市立北小)
- 郡正次(大阪・大阪市立東中)
- 鈴木勝治郎(香川・詫間町立大浜小)
- 成清国大(長崎・町立時津中)
- △学校医
 - 今井健明(北海道・小樽市立手宮西小)
 - 阿部保信(青森・五所川原市立羽野木沢小)
 - 小泉重憲(秋田・市立秋田南中)
 - 秋山学(栃木・県立佐野高)
 - 細谷勝(群馬・榛名町立第六小)
 - 松尾道(東京・中央区立東華小)
 - 八田吉郎(石川・金沢市立味噌蔵町小)
 - 矢高東(長野・県立飯田風越高)
 - 横地紀一(愛知・県立旭丘高)
 - 細田忠

学校保健振興に関する決議要望

学校保健法制定以来、児童生徒の保健管理の向上に多大の進展をみつつあることは、まことに国家将来のため慶賀に堪えず、学校保健に関する者のひとしく感銘を深くしてるところである。

然るところ現状は親心ある法の制定にもかかわらずこれを裏付けする予算の面において極めて乏しいので児童生徒の保健管理の上に著しき支障をきたしていることは、誠に遺憾の極みである。

ついでには、国家財政多端の折柄とはいえ、我国の興隆は一にかかつて青少年の健康の

如何にある事実にもとづき、この際左記事項につき充分なる予算的、行政的措置を講じて、児童生徒の保健管理の上に万全を期せられるよう、第九回全国学校保健大会の総意において要望する次第である。

一、学校保健法強化のため、予算の増額をすること。

(一) 要保護、準要保護児童生徒の医療費国庫補助を増額すること

(二) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の手当を増額して、国庫はこれを補助し、眼科・耳鼻科の専門医も努めて設置するよう配慮のこと。

(三) 保健室の施設設備の充実を国庫補助の対象とすること。

- 四郎(滋賀・大津市立長等小)
- 西田義文(京都・府立桃山高)
- 渡辺廉三(兵庫・神戸市立成徳小)
- 飯塚隆重(兵庫・市立姫路高)
- 村江正民(鳥取・町立若桜小)
- 太田春夫(島根・八雲村立岩坂小)
- 皆川尙常(広島・坂町立横浜小)
- 西尾栄治(山口県立下関南高)
- 内田友一(徳島・町立池田中)
- 毛利源三(佐賀・村立山内小)
- 安永勇(熊本・元菊池市立菊之池小)
- 赤須廉典(宮崎・延岡市立旭小)
- △学校歯科医
 - 岡部徳蔵(山形・鶴岡市立朝陽第四小)
 - 黒沢公助(福島・福島市立杉妻小)
 - 中村久吉(埼玉・県立秩父農工高)
 - 湯浅泰仁(千葉・千葉市立葛城中)
 - 武田伊三郎(東京・江戸川区立松江小)
 - 富塚時次郎(神奈川・横浜

- 市立戸部小)
- 原瀬広司(愛媛・松山市立三津浜小)
- 門脇正憲(高知・高知市立第六小)
- 加藤栄(福岡・筑邦町立大善寺小)
- △学校薬剤師
 - 久保正憲(東京・千代田区立神田小)
 - 横井亀吉(愛知・名古屋市立第二幼稚園)
- △団体(学校保健委員会)
 - 盛岡市立下小路中学校学校保健委員会(岩手)
 - 那珂湊市立阿字ヶ浦小学校保健委員会(茨城)
 - 武生市立武生南小学校保健委員会(福井)
 - 岐阜市立明德小学校保健委員会(岐阜)
 - 静岡市立伝馬町小学校保健委員会(静岡)
 - 奈良市立佐保小学校保健委員会(奈良)
 - 大分市立頤田中学校保健委員会(大分)

日本学校安全会法成立と予算額増を要望

日本学校安全会法案は、本年十月一日より施行されるはずであったが、今日に至るも未だ成立しないところ十一月十三日衆議院文教委員会を通したとの報に接し、全国学校保健大会の参加者一同喜びに堪えない。昭和三十五年四月一日からの実施のためには、この臨時国会で万難を併除して成立しなくては、その実施は不可能であることを考えるとき、絶対に本臨時国会においての成立を願って止まない。

次に、本年度予算額は、一、二〇〇億と聞か、吾々としては中央安全会事務費、要保護、準要保護児童生徒への補助は勿論、各都道府県事務費等の予算額を是非考慮して計上されんことを心から願っている。以上を理由により、本法案が今臨時国会において必ず成立するとともに、予算の増額を全国関係者一同も心から期待していることを第九回全国学校保健大会の満場一致の決議によつて、ここに要望するものである。

- (四) 児童生徒及び教職員の結核検診を年二回公費を以て実施できるように措置すること。
- 二、学校保健法の実施に伴い、学校保健の充実をはかるため養護教員の配当基準を改正し、定員の増加をはかること。
- 三、国立の養護教員養成所を設置すること。
- 四、教員養成大学において、学校保健を必修課程とすること。
- 五、へき地学校の保健管理費について国庫補助の増額をはかること。

ニチバンの高創絆

東京 大阪

日神薬品工業株式会社

総合ビタミンの

集団服用には

ビタベビー

学童にのみ易い
小粒で甘い総合ビタミン

各地で大変御愛用をいただき欠陥率減少等の成績をあげています

第一製薬

東京日本橋

100錠 350円 300錠 870円 徳用 1000錠



一、学校保健法強化のための予算増額を要望する件

(1) 要保護児童及び準要保護児童生徒医療費国庫補助を増額するよう要望すること。

(2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の手当を増額して、国庫はこれを補助すること、及び、眼科、耳鼻科の専門医も学校医として必置制とすること。

(3) 保健室の施設設備の充実について、国庫補助を要望すること

(4) へき地学校の保健管理費国庫補助の増額をすること。

二、養護教員の充実強化を要望するの件

(1) 学校保健法の実施に伴い、学校保健の充実を図るため、養護教員の配当基準を改正し定員の増加を要望すること。

(2) 国立の養護教師養成所の設置を要望する。

三、教員養成大学において学校保健を必修課程とせられたい。

四、日本学校安全会法の速やかなる成立及び内容充実を望む。

全体協議会

学校安全の徹底ほか 七つの協議題を提案

学校保健の認識を

高めるには——異色の陪審式討論

表彰式に続いて直ちに全体協議会に移り、議長団に石浜文郷（新潟県学校保健会長）中尾秀雄（福島県同）井上敏夫（広島県同）の三氏を選出して議事に入り、次期大会開催地を福島県に決定、引続いて次の協議題について、それぞれ提案理由の説明があり、一から六までの議題は特別委員会に付託し、七の「学校安全の徹底について」協議した

全体協議会の議題

一、学校保健法強化のための予算増額を要望する件

(1) 要保護児童及び準要保護児童生徒医療費国庫補助を増額するよう要望すること。

(2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の手当を増額して、国庫はこれを補助すること、及び、眼科、耳鼻科の専門医も学校医として必置制とすること。

(3) 保健室の施設設備の充実について、国庫補助を要望すること

(4) へき地学校の保健管理費国庫補助の増額をすること。

二、養護教員の充実強化を要望するの件

(1) 学校保健法の実施に伴い、学校保健の充実を図るため、養護教員の配当基準を改正し定員の増加を要望すること。

(2) 国立の養護教師養成所の設置を要望する。

三、教員養成大学において学校保健を必修課程とせられたい。

四、日本学校安全会法の速やかなる成立及び内容充実を望む。

- 五、生徒の健康保険法の立法化を促進するため、関係方面に要請・陳情建議するの件
- 六、児童生徒及び教職員の結核検診を年二回実施できるよう法制化を要望するの件
- 七、学校安全の徹底について

テーマ

学校保健の認識を高めるには

どのようにすればよいか

陪審式討論

全体協議会では、十四日午後、本大会はじめての試みとして「学校保健の認識を高めるにはどのようなようにすればよいか」という主題で陪審式討論が行われた。

司会者には広島大学石堂助教が、討論者には学校保健長、学校保健主事、養護教員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA、市町村教委の八部門の代表者が立つて、それぞれの立場から主張されたが、それを要約すると、つぎのようなものであった。

陪審式討論

○学校長の立場 「学校長、教職員との研修」と将来「教員養成機関で学校保健を必修とすること」

○学校保健主事の立場 「学校保健が学校教育や社会、家庭生活から遊離しないための工夫」

○養護教員の立場 「教科との連絡」「養護教員の全校配置」

○学校医の立場 「学校保健法の周知徹底」「学校長、保健主事、養護教師、校医のチームワーク」

○学校薬剤師の立場 「学校長の熱意喚起」「健康診断結果の認識徹底」

○PTAの立場 「学校からの通告を学業成績以上に關心をもつように」

○市町村教委の立場 「健康の重要性

と学校保健の意義の徹底」

結局、以上のような主張から、学校保健を指導する立場にあるものとして、学校保健の重要性の認識、公衆衛生観念の徹底に、これらの関係予算の増額に結論づけられた。

全体協議会決議要項

- 一、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部改正して学校歯科医、学校薬剤師にも適用するようすること。
- 二、学校歯科医の待遇改善をすること。
- 三、文部省体育局を保健体育局と改称するよう改められたい。
- 四、準要保護児童生徒に対する医療費の補助額を全額国庫補助とするよう学校保健法を改正せられたい
- 五、学校保健法中、う歯に対する予防措置の範囲を明確にするよう指示すること。
- 六、教職員の定期健康診断は都道府県教育委員会において行うよう学校保健法を改正せられたい。
- 七、学校給食の実施に伴い保健的立場から各学校に国庫負担による栄養士を設置せられたい。
- 八、結核以外の疾病による療養休暇期間および休職期間中の給与は結



大正製薬株式会社

1日分5円!

15種の高単位総合ビタミン剤

強力ビタリゲン

錠...30錠 180円・100錠 500円・M...30錠 220円・100錠 600円



◆◆◆ 全国学校保健大会分科会 ◆◆◆

第九回全国学校保健大会の分科会は、①学校保健の振興を図るにはどのような施策をしたらよいか。(行政・指導組織運営・へき地学校保健管理) ②学校環境衛生の整備改善はどのようにすればよいか。(環境整備・環境検査) ③保健学習を効果的に実施するにはどのような方法がよいか。(小学校・中学校・高等学校) ④健康診断、疾病予防はどのようにすれば強化徹底できるか。(健康診断健康相談・健康観察保健手帳・歯科対策・学校病対策・伝染病対策) ⑤学校給食の衛生管理はどのようにすれば徹底できるか。(栄養管理・衛生管理) ⑥学校安全対策はどのようにすればよいか。(学校安全管理・災害共済給付) ⑦特殊児童の保健はどのようにすればよいか。(特殊学級・養護学級) ⑧特別委員会(陳情請願に関するもの)の八つに分れて全体協議会からの付託事項並びに分科会の協議問題を協議したほか、研究発表、研究討議を行い、各分科会の結論は次のとおりである。

第一分科会

1、文部省体育局を保健体育局と改称するよう改めること。(文部省



体育局に所属している所管事務からして体育局を保健体育局と改称すること。

2、結核以外の疾病による療養休職期間および休職期間中の給与は、結核の場合と同様にすること。

(結核休職以外の級般疾病による休職も結核同様、期間は二カ年、給与も全額とすること。

3、「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を一部改正して学校歯科医、学校薬剤師にも適用するようにすること。(現在学校医のみが適用せられ、公務上の災害：負傷、疾病又は死亡：に対し法律の定めるところにより補償が行われている。)

4、保健主事の任命が制度化されているが、未実施が多いので任命を促進すること。

5、市町村にたいし、学校薬剤師設置条例の制定促進を要望する。

第二分科会

学校保健法とその関係施行令、施行規則、通達では学校環境衛生について、わずかに検査器具が示されているのみで基準が設けてない。この基準を早急に定めるよう運動するが当面の措置について検討した結果、学校保健法、および学校薬剤師会の作った基準を目安とし、その経験によつて、よりよい基準を作り、文部省の支持を得るようきめた。このほか、学校保健計画に環境整備検査の主体と方向を明文化すること、各県において行政機関(教委、保健所、衛研等)をもうらした環境衛生検査機関を設置することが結論となつた。

大阪の提案の「騒音から学童を守る対策として騒音防止法(仮称)の制定をはかりたい」という要望は来年度に持ち越された。

第三分科会

保健学習は小学校から大学に至るまで一貫性をもたせなければならぬ。そのために、小学校では保健学習の特設時間を設けること。中学校では現状より一時間増加することが必要であるなどの意見の一致をみた。また同時に教育諸条件の整備、教員の再教育、教員養成機関に保健を必修とし、大学入試に保健科目を加えることの意味が絶対多数であつた。

第四分科会

1、学校歯科医の待遇改善をすること。(学校保健法の制定により学校歯科医の職務は学校医と同様明

核の場合と同様にせられたい。九、日本学校安全会法案の制定に当たっては次の点を考慮せられたい。

一〇、結核に罹患した児童生徒中B₁と診断された者に対しては、結核予防法に基づく審議を優先的に適用せしめ更にB₂に診断されたものについても審議の対象とするよう配慮すること、なお、これら児童生徒に対する保健指導要録を作製すること。

一一、学校給食施設設備の国庫補助を増額し既存施設の改造費に対しても国庫補助の対象とするよう改正せられたい。

一二、トラコーマの診断基準を設けるようにせられたい。

一三、保健手帳の基準等を明示し早急に指導せられたい。

確となり、手当については学校医は年額七、〇〇〇円を地方交付税交付金に計上してあるけれども、学校歯科医に対しては計上されていない。

2、学校保健法中、う歯に対する予防措置の範囲を明確にするよう指示すること。(学校病のう歯に対しては「アマルガム」の充填により治療できるものを指定し、一方通達においては「疾病の予防処置用」として保健室の備品等を備えるよう通達されている。C₁、C₂程度の「う歯」にアマルガムの充填を行うことは予防と治療の二通りとなる限界を指示すること。)

3、トラコーマの診断基準を設置するようにせられたい。

4、保健手帳の基準を明示し、早急に指導せられたい。

衛生無害 純炭酸カルシウム製

品質優良 経済的 能率的

教学チョーク

日本教学工業株式会社

携帯便利な チョークケース
経済的能率的に使用出来る チョークホルダー

東京都豊島区池袋1-836 平和堂ビル 電話池袋(97)1689
札幌池袋132898 工 場 埼玉朝霞市

日本学校保健会推せん

よい子を もっと丈夫に!

体力抵抗力をつくる…ビタミン13種
骨や歯を丈夫にする…ミネラル12種
体重をます……………リジン配合

のみよい小粒の錠剤
お子様用総合ビタミン剤

ミネビタール小児用

60錠 (300円) 200錠 (850円)

三共株式会社

5、準要保護児童生徒に対する医療費の補助額を全額国庫補助とするよう学校保健法を改正せられたい。

6、教職員の定期健康診断は都道府県教育委員会において行うよう学校保健法を改正せられたい。(学校保健法第八條二項において、校長及び教員の結核に関する定期健康診断は都道府県教育委員会において、その他血圧等の検査は設置者において行うようになつてゐるが任命、給与の関係と更に血圧による死亡率の多いことから全面的に統一ある管理が望ましい。)

7、結核に罹患した児童生徒中、B₁と診断された者に対しては、結核予防法に基づく審議を優先的に適用せしめ更にB₂に診断されたものについても審議の対象とするよう配慮すること。なお、これら児童生徒に対する保健指導要録を作製すること。(結核検診においてB₁と診断された者でも病状によりては、結核検診審査協議会において対象とならない場合があり、B₂については、対象外である。)

第五分科会

1、学校給食の実施に伴い保健的立場から各学校に国庫負担による栄養士を設置せられたい。(学校給食法に示す目的を果すためには各学校に栄養士を配置し、合理的な計画に基いて完全給食を行うことが必要である。)

2、学校給食施設設備の国庫補助を増額し、既存施設の改造費に対しても国庫補助の対象とするよう改正せられたい。(施設設備の増額、

改造費は補助対象外であるが、保健的立場から又衛生的に改造を要する学校が相当数ある。)

第六分科会

1、日本学校安全会法案の制定に当つては、次の点を考慮せられたい。

- (イ) 学校安全会の負担掛金は、父兄負担の軽減を図るは勿論、小学校と中学校を別額とする。
- (ロ) 学校管理下の災害に登下校、水泳訓練中、修学旅行等を含むこと。
- (ハ) 災害給付については、国民保険の未実施地区等は全額給付すると共に通院費等も考慮すること。

第七分科会

他の分科会に比べ、参加者も五十名程度で特殊児童問題にたいする関心の低さが感じられた。

特殊児童の指導には特殊な技術理念が必要か、現在の教員養成機関に問題があることが強調された。又特殊児童をもつ教師の苦心と努力に報ゆる対策(休養と研修時間の付与)を考へること、その対策として児童十五名に一名の現在教員配置に、補助教員一名を加へることが望ましいと結論された。

特別委員会

日本学校安全会立法促進に於いて、具体的運動方法として大会名をもつて、衆参両院議長、文教委員長、文教委員全員に陳情電報を打電した。又、学校保健の予算増額については、文部、大蔵両省のほか自治

庁にもはたらきかけることになつた。

大会第二日目の十四時から十五時三十分まで、広島大学長森戸辰男氏の「心身ともに健康」と題する講演のあと全体協議会に移り、各分科会および特別委員会の審議報告並びに採択した陳情、決議を採決した。

全国学校医大会

全国学校医大会は、十一月十五日午後四時から、広島医師会館において、日本学校医会、広島県医師会学

校部会、広島市学校医会の共催で、二百五十名の参加を得て開催。提案事項は、学校医に眼科医、耳鼻咽喉科医の設置を要望する件、ほか十八件。これについて種々協議検討を行い、二、三の議題を除き、おむね原案を可決し、次のような宣言決議をした。

宣言

学校保健法の制定により、学校保健の向上は法的には一応完成を見たが、之を實際に運用しその実効を挙げるための組織は未だ完全とは云い難い。

特に学校保健の維持向上に中核的役割を果すべき学校医にいたつては、その組織活動分野等、全国区々にして、その活動効果の見るべきもの少なき実情にあることは遺憾である。

よつて当局は速かに学校保健法の完全、且つ円滑なる運営をなし得る方途を講ずると共に、日本医師会においても、地域社会活動の一環として速かに確固たる活動理



念とその具体策を樹立し、全学校医を糾合し以て学校保健の確立向上に充分なる協力をなし得る態勢を整備すべきである。

右宣言する。

昭和三十四年十一月十五日

全国学校医大会

決議

- 一、当局は学校保健法の精神に則り速かに運営整備の充実を図ること
- 一、学校医の身分保障を確立すること
- 一、速かに学校医の待遇改善を図ること

右決議する

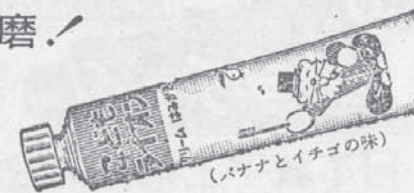
昭和三十四年十一月十五日

全国学校医大会



お子さまが喜ぶおいしい歯磨!

クリームはみがき
こどもライオン



歯を強くするふつ素が入っています 30円

△学校医懇親会

学校医大会終了後、新広島ホテルにおいて懇親会を開催。参会者百七十名、盛會裡に午後八時散会した。

△日本学校医総会

学校医大会に先立ち、午後二時から広島医師会館において開催。学校医手当の増額を要望する件ほか八件の議題を検討し、つぎのような決議を行った。

決 議

- 一、学校医の身分保障及び手当増額を強力に要望する。
- 一、学校保健室の整備充実並びにその一部の国庫補助交付を要望する。

全国学校薬剤師大会

第九回全国学校薬剤師大会は、十一月十三日午前十時から、広島県業會館において開催された。原爆の洗礼をうけて十四年ようやく超ち上つた晩秋ヒロシマえ、会員の参加三百余名。

定刻、君が代の斉唱裡に開会。大会次第に入るに先だち、故野沢清人氏(代議士、日薬顧問、学校保健法推進協議会の副会長としてこの法律制定に大きな貢献をされた)の生前の功績を頌し感謝の黙禱を捧ぐ。

大会準備委員長網本芳人氏の開会の辞、地元県業會長後藤吟蔵氏の歓迎の挨拶あつて、日本学校薬剤師會長可児重一氏、前年度開催地の新潟県業會長代理中島竹男氏、日本薬剤師協會を代表して沖勘六氏の挨拶、

来賓として、広島県知事代理溝口藥務課長、広島市長代理盛岡教育長、広島県学校保健會長井上敏夫氏の祝辞あり。

引続き日本学校薬剤師總會に入り永山芳男氏を議長として小林副會長から会務報告あり、明年よりはこの總會は全国学校保健大会の際に行わず、日本薬学大会の開催期間中にこれを開催することを緊急協議として提案あり、これを採択。

「プールの管理について」と題して神奈川県衛研部長菅野三郎氏の特別講演、岐阜県学校薬剤師會作製の八ミリ映画「みんなのプール」上映で午前中の日程を終る。

午後零時半再開。議長団に中島竹男(新潟)後藤吟蔵(広島)阿部康雄(福岡)の三氏を選出の後、協議會の最も重要な協議事項の協議に入る。

協議題は、全国の各学校薬剤師會から提出のものすべてで二十四題、主なるものは、(一)昭和三十六年度から実施される学校薬剤師必置制に対する対策(二)学校環境衛生基準の設定(三)学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償問題(四)学校安全會法制定促進等で、三時間半にわたり熱心な検討が加えられた。

協議の後、X線診断の權威医博覧殿順氏の「人体内蛔虫の生態と各種駆虫剤の作用」と題する特別講演あり、五時閉会。

△学校薬剤師懇親会

全国学校薬剤師大会終了後、関西一を誇るカサブランカにおいて懇親會を開催、交歓の一夜をおくつた。

全国学校保健主事大会

十一月十三日、広島皆実高等学校を会場として、全国学校保健主事大会を開催、全国学校保健主事約八十名が参加し、活潑な協議が展開された。

會長倉邦雄氏の挨拶に引つづき理事長竹村博之氏による今日までの全国保健主事會の活動につき経過報告あり。

協議に先だち、會長より、保健主事會の発足以来の経過説明、学校保健法の活動状況が述べられたあと竹村理事より具体的に協議題についての詳細説明があつた。

協議題

- 1、昭和三十三年度事業並びに決算報告
- 2、昭和三十四年度事業計画並びに予算審議
- 3、学校保健主事法制化にともなう諸問題
- 4、学校安全會法に関する諸問題
- 5、会則の一部改正の件
- 6、その他

この協議題に対して、当面の問題として、同會の事業促進をみるうえに會費の未納の府県が相当ある点が問題になつたが、当然学校保健主事が義務的に任命され活動して行く以上は、全国各都道府県とも同會に加盟しているものとして、未納金の善処について了承、納入方法については各都道府県の事情により適当な方法で処理することになった。

学校保健會主催による地域別講習會毎年東京都において開催する全国学校保健講習會の持ち方等についての要望もあつた。

役員は、會の運営等を考慮して留任と決定、最後に會長より今後會の活動、活潑化をはかり、学校安全會法制定に、学校保健の充実発展に重要な役割を果すよう努力もし、お願いもすると述べて大会を終了し終了後懇親會を開いた。

歯科医部会懇親会

第九回全国学校保健大會主催として広島県歯科醫師會では、県歯科醫師會館を第一会場として、十一月十三日午後三時から、大會第四分科會歯科対策運営助言者千葉縣学校保健會副會長湯淺泰仁先生を筆頭に、県内外より會員役員約八十名が参加し、地元県担当理事司會のもとに盛大な歓迎懇親會を開催。広島歯科醫師會會長荒谷竜氏から歓迎の挨拶、次いで各県代表より種々参考意見の発言等あり、五時より第二会場のカサブランカにおいて美女舞などに興じ歓談、前夜祭を盛會裡に過した。

日本学校安全會法案

國會通過成立

待望の日本学校安全會法案は、時評所述のとおり、昨年十二月十一日參議院を通過、ついに成立した。本号には、この法律の内容の要点を、清水文部省体育局長の國會における概要説明要旨に基き、第八頁に掲載したが、法律全文は、紙面の都合で次号(第34号)に掲載することとする。



田辺製藥

服みよく... 下剤のいらぬ

新しい虫下し

ベキシン

回虫・蟻虫が 同時に下りる

4×240入 3,000円 1000入 3,000円

よい子のビタミン

綜合ビタミン・ミネラル剤

ポポン-S



シオノギ

20錠 200円・45錠 420円・100錠 850円

日本学校安全会法の内容の要点

法の骨子 学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行わせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に因して必要な給付を行わせるため、特殊法人として日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務、会計監督等に関し所要の規定を設けた。

以下その要点は——
日本学校安全会の法人格、組織
安全会は法人とし、本部を東京都に、支部を必要な地（各都道府県の職員を置くほか、当分の間、都道府県の教委から協力してもらう）。

安全会の役員は、理事長一人、理事三人以内、監事二人を文部大臣が任命、任期二年とし、役員および職員は公務員と同一の取扱いを受ける。安全会には、理事長の諮問機関として運営委員会を置き（委員は二十人以内）関係者および学識経験者の意見を徴し運営の適正を期する。

安全会の業務
1、学校安全の普及充実、主として学校安全に関する普及啓発事業を行う。なおこの強化に関し、文部省設置法の一部を改正し体育局の所掌事務に学校安全の事務を明記する。
2、学校の管理下における児童生徒の負傷、疾病、痾疾、死亡につきその児童生徒の保護者に対し、医療費、痾疾見舞金、死亡見舞金の支給（以下「災害共済給付」）を行う。

災害共済給付については——

学校の管理下における児童生徒の災害につき、学校の設置者が保護者の同意を得て、その児童生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより行う。すなわち災害共済給付の種類は、前述の医療費、痾疾見舞金、死亡見舞金の三種であるが、それぞれの内容、程度等は、政令で基準を定め、安全会はその基準に従って定款で定めるところによつて給付を行う。

なおこの政令では、社会保険関係法令その他の療養の給付、補償、または損害賠償を受けた場合は、それらの額の限度において、この災害共済給付を行わないことも規定する。またこの給付は、学校の設置者が保護者の同意を得て安全会との間に契約を結んで行われるのであるから設置者、保護者とも加入は任意となつてゐる。しかしこれは学校教育の円滑実施に資すべく特殊法人たる安全会を設立して行われるものであるから、できるだけ多くの設置者が加入することだけを期待しており、安全会としても正当な理由以外この契約を拒んではならぬことになつてゐる。

学校の管理下における児童生徒の災害の範囲については政令で定めることにしているが、学校の管理下の範囲としては、教育課程の実施中、学校の休憩時間中、授業開始前および終了後における在校中で、その在校を校長が一般的に承認している場合、登校または帰宅への通常の経路中などを予定している。

共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定款で定める額とし、安全会と契約を結んだ学校の設置者は、共済掛金の額に契約児童生徒の数を乗じた額を安全会に支払わなければならないこととし、一方学校の設置者は、契約児童生徒の保護者から、共済掛金の額のうち、政令で定める範囲内で設置者の定める額を徴収するただし経済的理由で納付困難と認められた保護者からは徴収しなくてもよいことにしている。

前述のように、学校の設置者が、安全会と締結する契約の当事者となり、また共済掛金の一部を必ず拠出して、共済掛金の全額を安全会に支払わなければならないとしてゐるのは、学校の管理下において発生した災害について設置者の立場として重大な関係と関心をもつてゐるという教育的配慮によるものである。

災害共済給付の給付金の支払の請求および支払手続等は政令の定めるところによつて行が、支払請求、支払とも、すべて学校の設置者を経由することにする予定である。

また安全会は、義務教育諸学校に関する災害共済給付の業務のほかに高等学校および幼稚園の管理下における生徒、幼児の災害についても、災害共済給付を行うことができることにしており、この場合は、設置者が共済掛金の全額を保護者から徴収することを原則として、これ以外は義務教育諸学校の規定を準用することにしている。

なお安全会は、災害共済給付の事由が第三者の行為で生じた場合その給付を行ったときは、第三者に対する損害賠償請求権を取得することとし、また給付を受ける権利の保護、公課の禁止等の諸規定を設けている。また学校の設置者が地方公共団体である場合は、その教育委員会が事務処理に当るものとしてゐる。

安全会に対する国の補助
国は、予算の範囲内で、安全会事務の所要経費の一部を補助し、また公立学校設置者が要保護、準要保護の児童生徒の保護者の共済掛金の納付分を徴収しない場合、その一部に充当するため、政令で定めて、安全会に補助することができるとなつてゐる。

安全会に対する監督
安全会は文部大臣の監督を受けるのであるが、その業務の公共性に基づき、定款、業務方法書、収入支出の予算、事業計画、財務諸法等について、文部大臣の認定または承認を受けることを要することとなつてゐる。

国会における一部修正の諸点
この安全会法は、衆議院において一部修正され、参議院でその修正通り可決、成立を見たが、その修正部分には次の諸点である。

業務の特例として、当分の間、保育所の管理下における乳児、幼児の災害の場合も、この給付の適用が受けられること、本法施行の際現に財団法人でこの給付業務を行つてゐるものに対する特例、また安全会の給付の保護者を、政令で定める場合、里親その他にも及ぼすことにしたと等である。

学童の栄養補給には——

カワイ肝油ドロップ

消化吸収よ
き完全乳
特殊皮膜で
効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

東京都中野区陽和通2丁目
電話(36) 374・6
東京都中野区野方町2丁目
電話中野(38) 443・445